項　　目	条　　件
周波数範囲	二十六メガヘルツから一ギガヘルツまで掃引
掃引スピード	○・○○一五ディケード毎秒以内
電界強度	三ボルト毎メートル
振幅変調	一キロヘルツの正弦波で八十パーセント

○国土交通省告示第百二十三号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第十一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月一日

国土交通大臣　前原　誠司

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示

船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示（平成四年運輸省告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

本文中「（第二十号に掲げる地点にあっては、百海里）」を削り、第二十号中「北緯二十八度二十二分五十四秒東経百二十九度二十九分四十秒」を「北緯二十八度二十一分十二秒東経百二十九度三十分五十五秒」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○気象庁告示第三号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月一日

気象庁長官　櫻井　邦雄

気象庁予報警報規程の一部を改正する告示

（気象庁予報警報規程の一部改正）

第一条　気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四岩手県の項中「水沢地域」を「奥州金ケ崎地域」に改める。

別表第四新潟県の項中

上越東頸城地域	上越市（妙高地域の区域を除く。）
糸魚川地域	糸魚川市
妙高地域	上越市（板倉区及び中郷区に限る。）及び妙高市

を

上越市	上越市
糸魚川市	糸魚川市
妙高市	妙高市

に、「魚沼北部地域」を「魚沼南部地域」に、「魚沼南部地域」を「南魚沼地域」に改める。

別表第四福井県の項中「三方上中郡若狭町（相田、生倉、井崎、岩屋、上野、海山、上瀬、小川、北前川、気山、倉見、佐古、島の内、塩坂越、成願寺、白屋、世久見、田井、田上、館川、田名、中央、常神、鳥浜、成出、能登野、東黒田、藤井、三方、神子、南前川、向笠、遊子及び横渡に限る。）」を「三方上中郡」に、「、大飯郡及び三方上中郡（嶺南東部の区域を除く。）」を「及び大飯郡」に改める。

別表第四静岡県の項中「、島田市（川根町家山、川根町笹間上、川根町笹間下、川根町上河内、川根町笹間渡、川根町葛籠、川根町抜里及び川根町身成に限る。）」を削り、「島田市（中部北の区域を除く。）」を「島田市」に改める。

別表第四鳥取県の項中「（伯耆町にあっては岩屋谷、遠藤、大殿、大原、押口、小野、金廻、上細見、岸本、清原、久古、口別所、小林、小町、坂長、須村、立岩、番原、福岡原、真野、丸山、吉定及び吉長に限る。）」及び「西伯郡伯耆町（米子地区の区域を除く。）及び」を削る。

別表第四高知県の項中

高知中央	高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、吾川郡（高吾北・嶺北の区域を除く。）及び高岡郡（高吾北・嶺北及び高幡の区域を除く。）
高吾北・嶺北	長岡郡、土佐郡、吾川郡（いの町（足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高薮、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山に限る。）及び仁淀川町に限る。）及び高岡郡（佐川町及び越知町に限る。）

を

高知中央	高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、吾川郡いの町及び高岡郡日高村
嶺北	長岡郡及び土佐郡
高吾北	吾川郡仁淀川町及び高岡郡（佐川町及び越知町に限る。）

に、「（中土佐町、檮原町、津野町（烏出川、北川、桑ケ市、力石、船戸、芳生野乙、芳生野甲及び芳生野丙に限る。）及び四万十町に限る。）」を「（高知中央及び高吾北の区域を除く。）」に改める。

別表第四山口県の項中「山口市（阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。）」及び「（萩・美祢の区域を除く。）」を削る。

別表第四熊本県の項中「、鹿本郡」を削り、

熊本市	熊本市

を

熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡

に改め、「下益城郡」の下に「（城南町を除く。）」を加える。

第二条　気象庁予報警報規程の一部を次のように改正する。

別表第四愛知県の項中「弥富市」の下に「、あま市」を加える。

別表第五愛知県の項中「みよし市」の下に「、あま市」を加える。

第三条　気象庁予報警報規程の一部を次のように改正する。

別表第四埼玉県の項中「（菖蒲町を除く。）」、「（北東部の区域を除く。）」及び「、北埼玉郡、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡（栗橋町及び鷲宮町に限る。）」を削る。

別表第四静岡県の項中「、富士市及び富士郡」を「及び富士市」に、「、周智郡及び浜名郡」を「及び周智郡」に改める。

別表第四熊本県の項中「、下益城郡城南町及び鹿本郡」及び「（城南町を除く。）」を削る。

別表第四宮崎県の項中「、宮崎郡」を削る。

別表第四鹿児島県の項中「霧島市」の下に「、姶良市」を加える。

別表第五埼玉県の項中「、大里郡、北埼玉郡、南埼玉郡菖蒲町及び北葛飾郡（栗橋町及び鷲宮町に限る。）」を「及び大里郡」に改め、「（菖蒲町を除く。）」及び「（埼玉県北部の区域を除く。）」を削る。